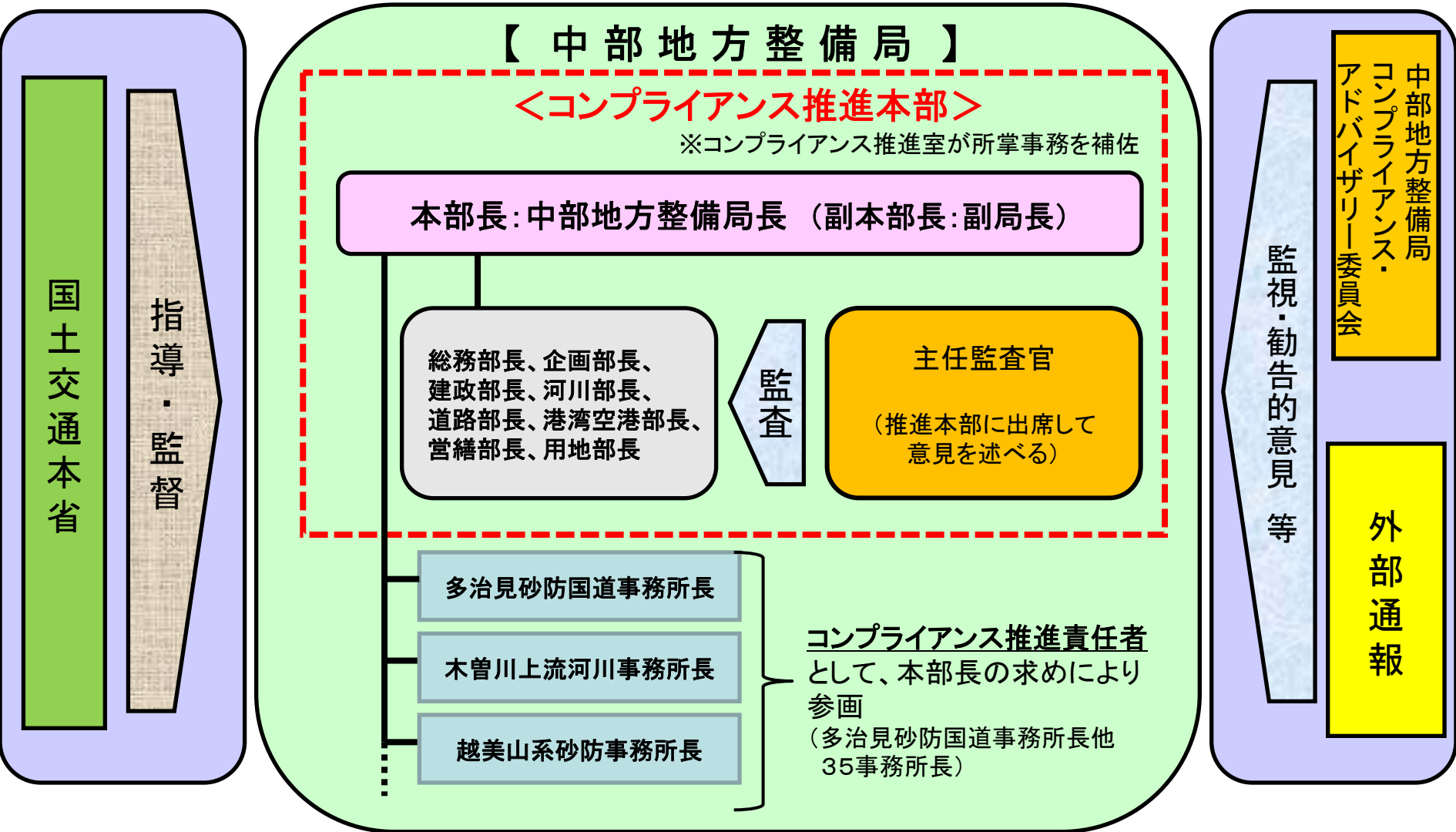


- 国民の信頼回復を図るため、法令の背後にある社会の要請に応える積極的な組織活動が重要。
- この認識の下、推進本部が再発防止対策を常に体系的に総括し、不断の見直しを行っていく責務を負うことを通じ、本部長による内部統制を強化するとともに、外部からの監視・勧告的意見等を得るための機関を設置することにより、強力なコンプライアンス推進体制を構築。



平成24年度 中部地方整備局 コンプライアンス推進計画

平成24年12月11日

中部地方整備局

1. 職員の意識改革に向けた取組

(1) 幹部職員によるコンプライアンス意識の啓発

- ①局長から全職員に対して綱紀の厳正な保持や法令遵守に関するメッセージを送付して、コンプライアンス意識の啓発を図る。
- ②局長等幹部職員が幹部会、事務所長会議等において綱紀の保持や倫理規程に関する訓示を行って、職員のコンプライアンス意識の啓発を図る。

(2) 研修等におけるコンプライアンス講義の充実強化

- ①中部地方整備局で実施している研修のカリキュラムに、コンプライアンスに関する講義を全課程に取り入れるなど次年度の研修計画を今年度中に見直す。
- ②職員全員にコンプライアンスの講習等を受講させることを目的として平成23年度から実施している出前講習会の受講率が100%となる事を目指す。また、外部講師による講習会を実施する。
- ③官公庁等の職員によるコンプライアンス不祥事事例集を作成し、研修や講習会等において活用する。

(3) eラーニングシステム等の導入

職員の発注者綱紀保持規程に関する知識の徹底を図るため、研修の実施等に加え、職員がそれぞれの職場において、時間の制約なく必要な知識を習得できるよう「eラーニング」のシステムを導入する。また、倫理週間において、WEBを用いた倫理規程に対する認識度のセルフチェックを実施する。これらのシステムをできるだけ多くの職員が利用してもらえるように周知を図る。

(4) コンプライアンスミーティングの開催

職員相互間でコンプライアンスに関する意見交換を行うことによる関係法令の遵守及び法令の背後にある社会的要請に応える意識の涵養を目的に、本局各部・各事務所の所属毎にコンプライアンスミーティングを2月に実施し、来年度からは4半期に1回程度実施する。

(5)コンプライアンス情報の提供

コンプライアンスに関する最新の事例等の情報を適宜事務所等に提供する等、コンプライアンスに関する意識の高揚に向けた取組を継続する。

(6)発注者綱紀保持マニュアルの(改訂)周知

中部地方整備局における公共工事等の発注事務に携わる職員が遵守すべき事項と職員の責務について、実務上のポイントを記載したマニュアルを法令等の改廃や実施事項の必要に応じて改訂し、職員に周知する。

(7)発注者綱紀保持に関するアンケート調査の実施

各職員における発注者綱紀保持規程等の認識状況の確認や今後の取組の参考とするために、今年度実施するコンプライアンスミーティング時にアンケート調査を実施する。

2. 入札契約のプロセスの見直し及び情報管理の徹底

本省において検討が進められている不正が発生しにくい入札契約制度への見直し等について、具体的な内容について早急な検討を行い、順次、試行、本格実施へ移行することとする。また、機密情報の管理についても同様とする。

3. 建設業界との適切な関係の確保

(1)建設業界に対し、推進計画の取組状況の説明

建設業界に対して、推進計画に基づく整備局の取組をいろいろな機会を通して説明をする。

(2)建設業界に対し、パンフレットの配布等による周知徹底

建設業界に対して、一般競争参加資格の認定時の機会等に発注者綱紀保持のパンフレットを配布して発注者綱紀保持の取組を周知徹底する。

4. 監査機能の充実

内部監査の充実

全ての事務所を対象に、コンプライアンスの取組状況及び入札契約関係文書の管理等を監査事項とした内部監査を充実する。